

# 平成21年度 第2回食品安全対策協議会

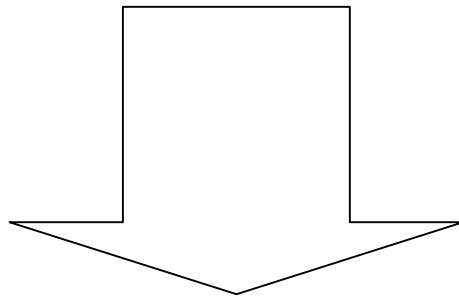
より良いリスクコミュニケーションのありかた  
～残留農薬～

# 本日の会議の目的

残留農薬に関するよりよいリス  
スクコミュニケーションのあり  
方を考える

# 本日のスケジュール

事務局から説明(約45分)



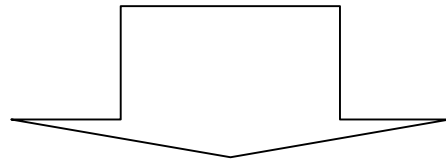
意見交換(約60分)

# 説明項目

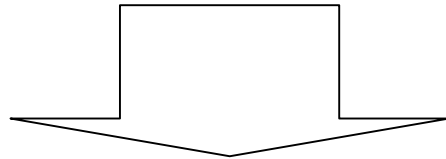
1. リスク・コミュニケーションとは？
  2. 県の取組
  3. 生産者の取組
  4. 流通業者の取組
  5. 消費者団体の取組
  6. 大学等の取組
  7. 課題
8. 残留農薬に関する説明
  9. 消費者庁創設について

# 1. リスク・コミュニケーションとは？(1)

一般市民が安全性の判断を下すのが難しい分野(医薬品、農薬、食品添加物、新規化学物質)に関しては、安全性の担保は政府・行政が行っている。



一般市民は状況が分からず不安を抱く。



一般市民の不安解消の方法として考え出されたのが『リスク・コミュニケーション』

# 1. リスク・コミュニケーションとは？(2)

簡単に言うと

不安解消のため、リスクに関係する人々の間で、  
リスクに関する情報や意見を相互に交換すること。

リスク: 起きるかもしれないし起きないかもしれない被害

ハザード: 何らかの好ましからざる事象

$(\text{リスク}) = (\text{ハザード}) \times (\text{ハザードの発生確率})$

# 1. リスク・コミュニケーションに重要な点

教育

人々がリスク情報を理解できるようにすること。(注1)

参加

リスクについての意思決定に、初期の段階から一般の人々に参加してもらい、発言の機会を与えること。(注2)

信頼

専門家や一般市民を含めた利害関係者が、お互いの信念や価値観の違いを認め、敬意を払い、相互の信頼を確立すること。(注3)

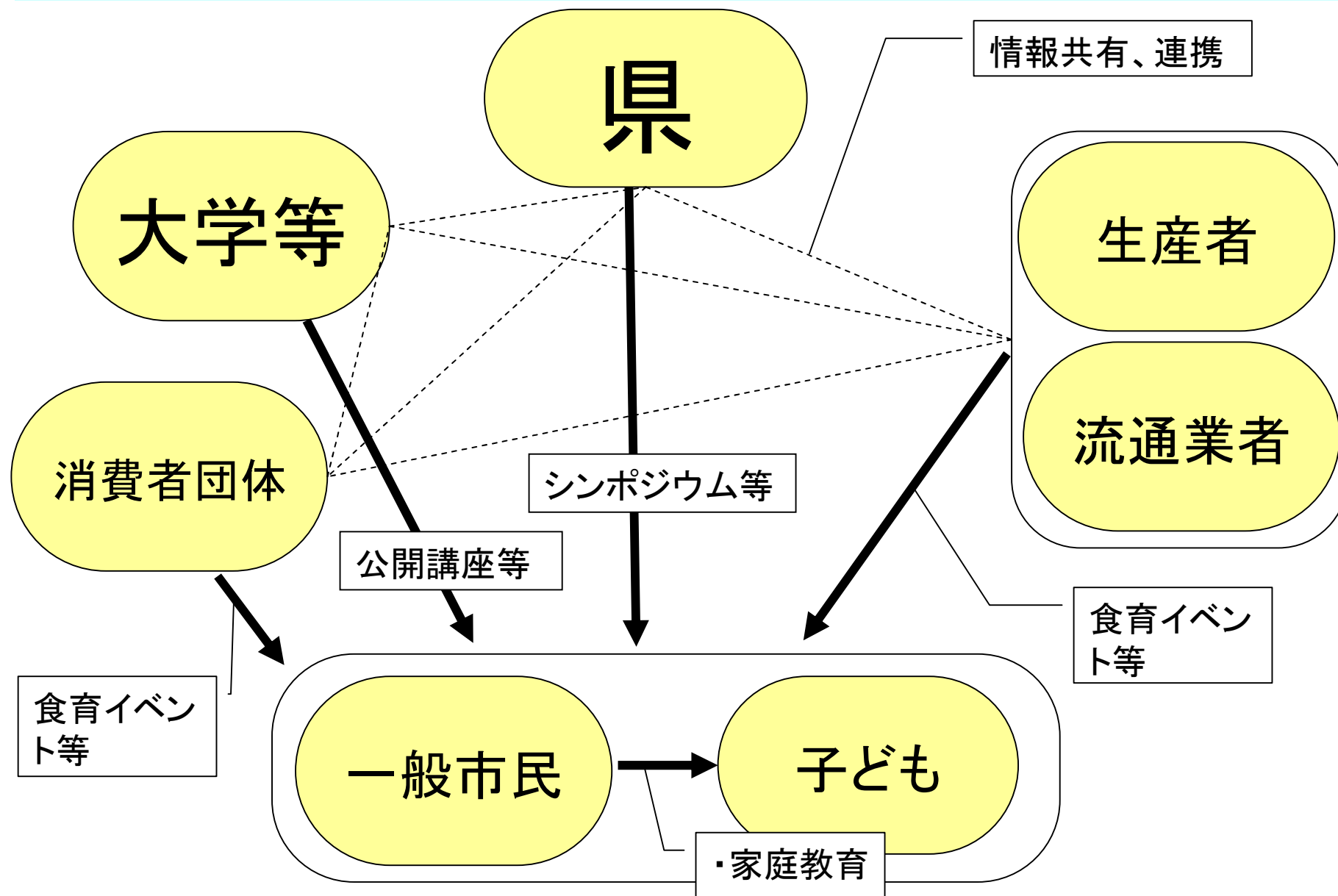
具体的な手段

教育

参加

情報開示(信頼)

# 1. リスク・コミュニケーションの状況





## 2. 県の取組

### 教育

- ◆ 食品の安全・安心シンポジウム
- ◆ 食品の安全に関する意見交換会
- ◆ 食品安全セミナー
- ◆ 「食の安全 知っ得講座」
- ◆ ぎふクリーン農業体感ツアー
- ◆ ジュニア食品安全委員会クイズ
- ◆ 食育、食農教育

### 参加

- ◆ 食品安全行動基本計画策定時のパブリックコメント
- ◆ 食品安全対策協議会
- ◆ 食品安全連絡会議
- ◆ 食品安全対策モニター

### 情報開示 (信頼)

- ◆ ホームページでの情報公開
- ◆ 食品緊急情報メール
- ◆ 食品安全行動基本計画年次報告

### 3. 生産者の取組

教育  
(広報)

- ◆ 情報提供 (全農岐阜HP)
  - 作物の作り方、調理方法
  - 使用農薬
  - 化学合成農薬削減策
  - 生産履歴、残留農薬自主検査結果
- ◆ 食育、食農教育
  - 農業体験 (JA)
  - 出前講座 (JA)
  - 地産地消料理レシピ紹介 (JA)

等

## 4. 流通業者の取組

教育  
(広報)

- ◆ 情報提供
    - 食品の安全・安心対策、方針（各社ホームページ）
  - ◆ 食育、食農教育
    - 食育体験学習
    - 収穫体験
    - 健康レシピの紹介
- 等

## 5. 消費者団体の取組

教育  
(広報)

- ◆ 情報提供
    - 食品の安全・安心に関する内容  
(ホームページ)
  - ◆ 食育、食農教育
    - 工場見学
    - 収穫体験
    - 健康料理教室
- 等

## 6. 大学等の取組

教育  
(広報)

- ◆ 食育、食農教育
  - 講演会、公開講座、出前講座
  - 産学官連携による取組

## 7. 課題(県の取組)(1)

### 課題1

◆ 県主催の「シンポジウム」「意見交換会」の参加者が減少傾向を示している。

#### 参加者数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
シンポジウム	328	237	201	121	(74)
意見交換会	352	185	196	87	80

### 対応案

- ◆ シンポジウムは、中央講師派遣型から、産官学連携を意識した、地域の実践に焦点を当てたものにしていく。
- ◆ 意見交換会は、知っ得講座等、既存の会議の場を活用して意見交換を行うなど、主催にこだわらず、柔軟な対応を図る。
- ◆ ホームページでの情報提供の充実に努める。

## 7. 課題(県の取組)(2)

### 課題2

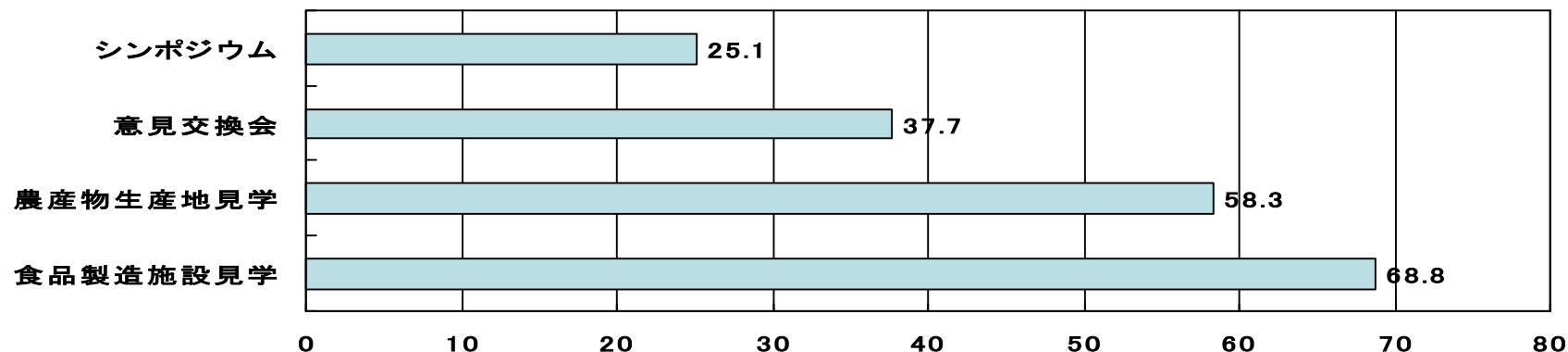
◆「食品安全セミナー」(工場等現地視察)は好評であるが、生協等の取組と重複する面もある。費用対効果の視点から事業の方向を検討するべきか。

### 対応案

◆県民ニーズが高いため、継続的に行っていく。

(21年7月県政モニター等アンケート結果(回答者数:986名))

Q参加してみたい県の事業は?(複数回答)



## 7. 課題(県の取組)(3)

### 課題3

- ◆ 20~40代の子育て世代、子どもを対象とした食品の安全に関する取組が少ない。
- ◆ 今年度、内閣府食品安全委員会事務局から講師を招いて、川島小学校(対象児童:4年生130名)、一之瀬小学校(全校42名)、美濃小学校(3年生79名)で食品安全に関するクイズ大会を実施予定。

### 対応案

- ◆ 今後もPTA活動の場等を積極的に活用していく。



## 7. 課題（全体での取組）

教育

参加

信頼

（情報開示）

- ◆ 産学官連携での取組
  - ホームページの充実、相互リンク
  - 各種会議等の場を活用した講師派遣、意見交換の充実

## 8. 残留農薬に関する説明

# 食品の基準のしくみ

## 食品添加物、残留農薬などの基準

食品衛生法

基づく

- ✓ この中に添加物、残留農薬等の基準が定められています。
- ✓ 必要な都度、改正がされています。

「食品、添加物等の規格基準」  
(昭和34年12月28日厚生省  
告示第370号)

このほか、関係する告示、通知等があります。

# 農薬、飼料添加物、動物用医薬品の区分(1)

## 農薬等

### 規制対象

残留基準が設定されている農薬等(※)

799農薬等

一律基準(0.01ppm)で規制される農薬等

基準未設定の農薬／作物に適用

### 規制対象外

65農薬等

※ 国際基準等を参考に暫定的に設定した基準があり、順次見直しを進めている。

# 食品添加物、残留農薬等の基準の決め方

「食品衛生法」「食品安全基本法」に手続きが定められている。

## 有効性、必要性の審査

⑤ 告示する

厚生労働大臣

③ 意見を聴く

④ 回答する

薬事・食品衛生  
審議会

① 意見を  
聴く

② 回答  
する

内閣府食品安全委員会  
健康影響評価

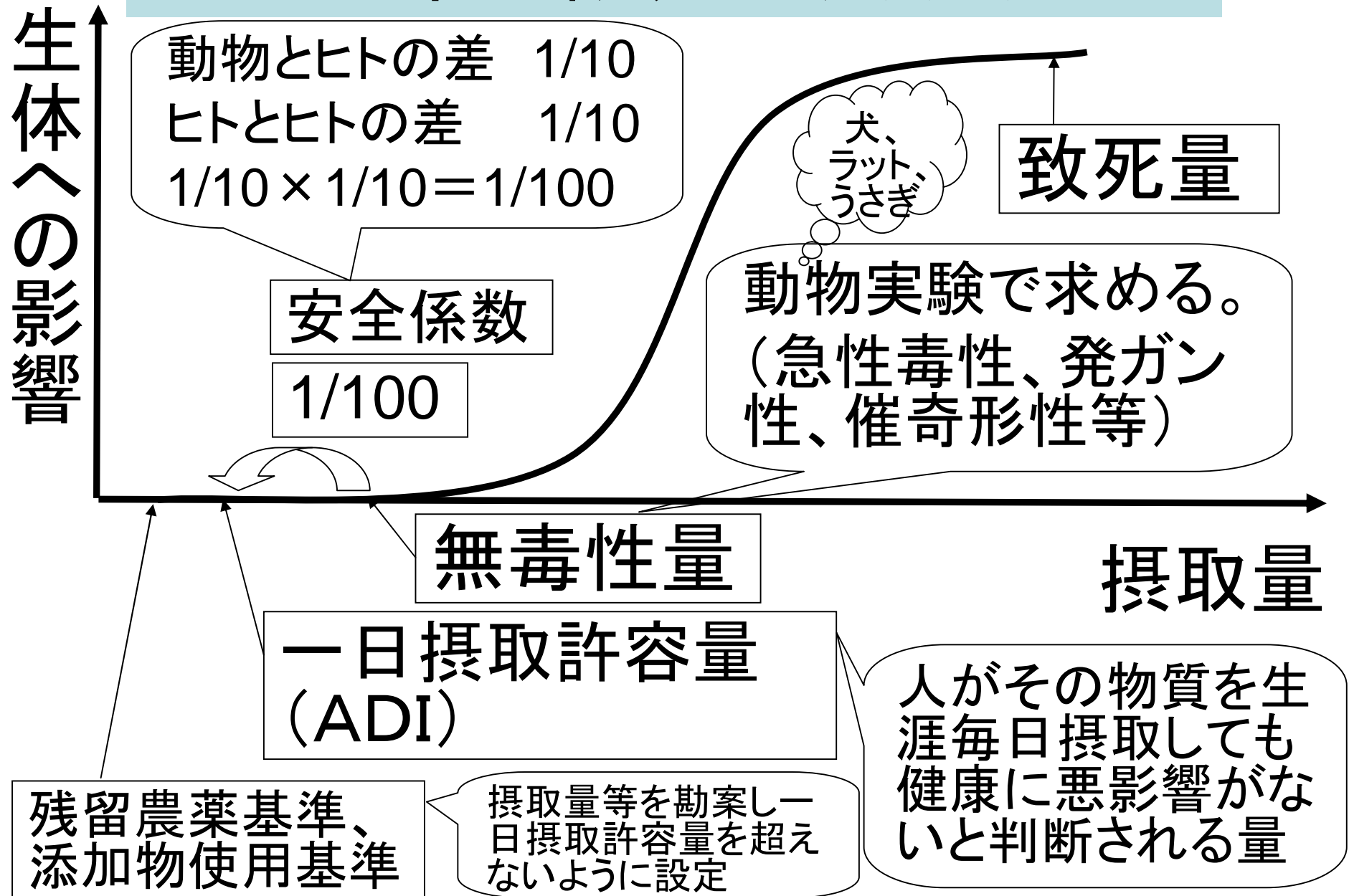
## 試験・研究機関

・国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター

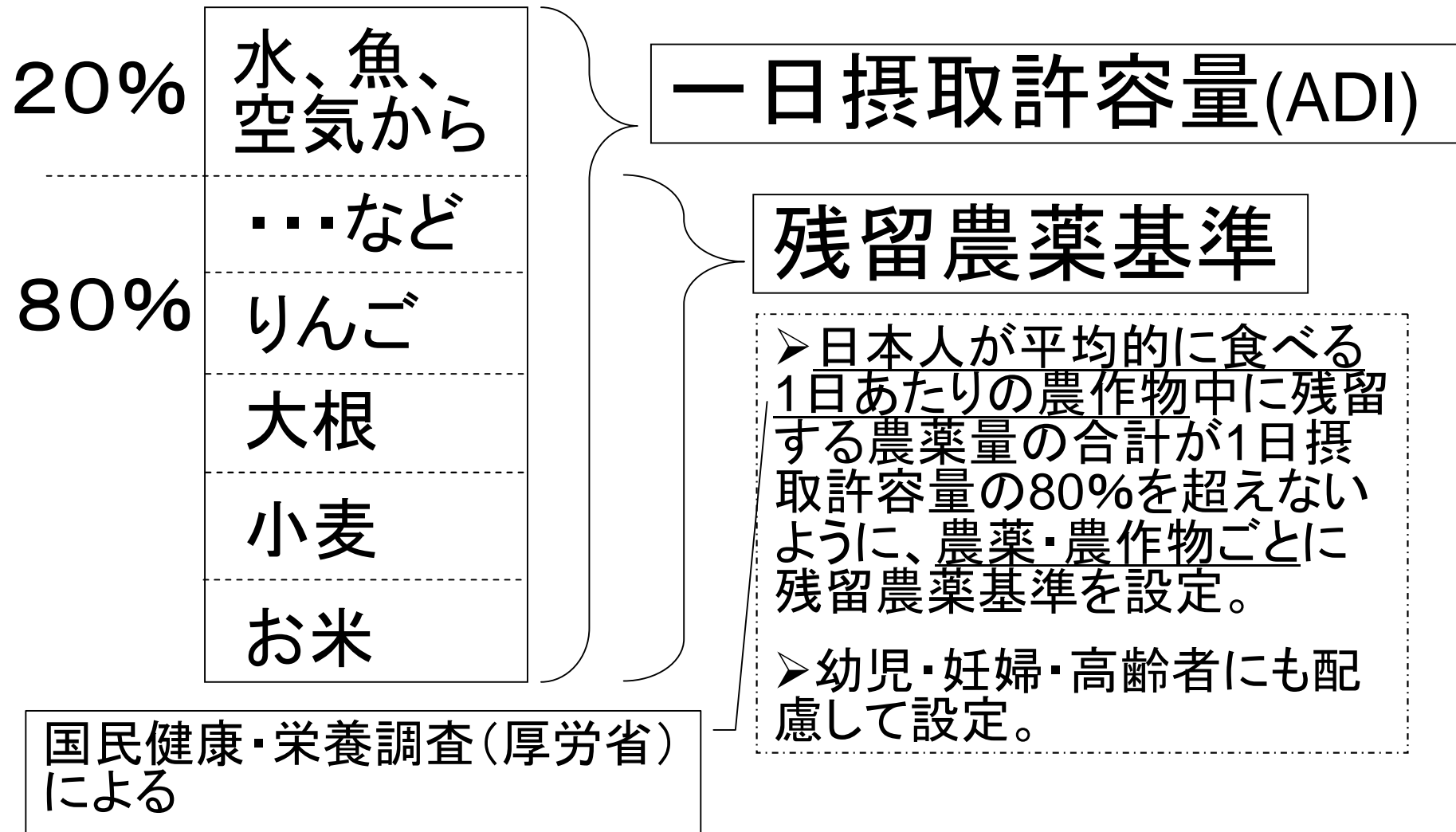
・独立行政法人農林水産消費安全技術センター

・農林水産省動物医薬品検査所 等

# 基準の設定方法(1)



# 残留農薬基準の設定方法



# 総合的病害虫・雑草管理 (IPM)

## IPMの定義

利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じること。

環境保全のため、化学農薬の使用を必要最小限にするという考え方に基づく。

## IPMの目的

- ◆ 人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる。
- ◆ 農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資する。

国はIPMを推進している。「ぎふクリーン農業」もこの考え方に則った取組。



# 県民アンケートで寄せられた質問

Q1 実際どれくらい残留農薬を摂取しているのか。

✓ 実際に摂取している残留農薬の量は、一日摂取許容量の**0.027~17.3%**であった。

(厚生労働省「平成16年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査(※)」による。)

※54農薬について調査

(参考)マーケットバスケット調査

国民栄養調査による食品摂取量を参考に市場で流通している農産物等を購入し、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後、化学分析を実施し、対象となる農薬等の摂取量を調べること。

## 県民アンケートで寄せられた質問

Q2 実際どれくらい農薬は残留しているのか。

Q3 外国産野菜は国産と比べてどの程度危険か。

✓ 農薬が検出される割合、基準値を超える割合のいずれも極めて低い。

厚生労働省「平成16年度農産物中の残留農薬検査」結果

	国産品	輸入品	合計
検査数	398,477	2,040,864	2,439,341
農薬検出数	1,260 (0.32%)	3,635 (0.18%)	4,895 (0.20%)
基準値を超えた数	14 (0.01%)	51 (0.01%)	65 (0.01%)

## 県民アンケートで寄せられた質問

Q5 農薬の複合による影響が不安だが。

総合的な知見及び各国のリスク評価の事例を考慮すると、我々の実生活において農薬の複合影響が起こり、**ヒトの健康に害を及ぼす可能性は小さいもの**と考えられる。

(食品安全委員会「農薬の複合影響評価法に関する文献調査」  
(2006 年度))

# 県民アンケートで寄せられた質問

Q5 食品添加物、残留農薬等の人体等への蓄積、その影響が不安だが。

健康影響評価では、体内に蓄積性がないかも調べています。化学物質ごとの特性により時間の長短はありますが、他の物質に変化したり体外に排出されたりして、本来の性質や体内の残留量は時間とともに変化、減少していきます。

これらのことからADIは、期間の長短に関係なく「人が、毎日、一生涯、食べ続けても、健康に悪影響がでないと考えられる量」として設定されています。(食品安全委員会HP)

## 9. 消費者庁創設について

# 食品安全に関しこれまでと変わった点

- 食品表示規制に関する事務(基準作成)が、これまでの厚生労働省と農林水産省から消費者庁に一元化された。
- 食品衛生法に基づき食品添加物等の規格基準を厚生労働大臣が定める際、内閣総理大臣に協議することとされた。
- 消費者庁創設に伴い、JAS法にかかる食品表示義務違反に関し、県域業者に対する是正命令・公表を行う権限が県に与えられた。

# 意見交換

リスク・コミュニケーションの改善点、よりよいあり方について

- ・内容、難易度レベル
- ・開催形式、やり方
- ・産学官の連携                    等